

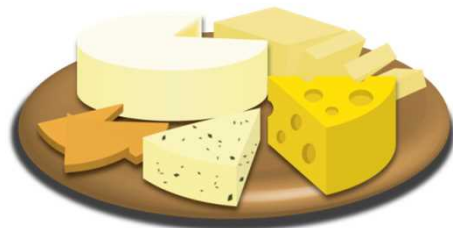


乳製品を輸出入する 皆様へお知らせ



平成29年11月1日から
乳製品が**動物検疫の対象**となります

- 輸入・輸出ともに**動物検疫所での検査が必要**
- 輸入の際には**輸出国政府機関発行の検査証明書が必要**



新たに動物検疫の対象となる乳製品

乳、脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、
れん乳、粉乳、乳を主要原料とするもの

(ただし携帯品を除く)

■動物検疫の対象となる品目はHSコードで規定

HSコード	製品例
0401 ～ 0406	乳、脱脂乳、クリーム、バター、脱脂粉乳、 ホエイパウダー、バターミルク、 ナチュラルチーズ、濃縮乳 等
3502.20・3502.90 2309.10・2309.90	ミルクアルブミン、濃縮ホエイ 等 上記の乳製品を原料に含む飼料・ ペットフード 等

※一部、対象外となるものについては動物検疫所ウェブサイトをご覧ください。

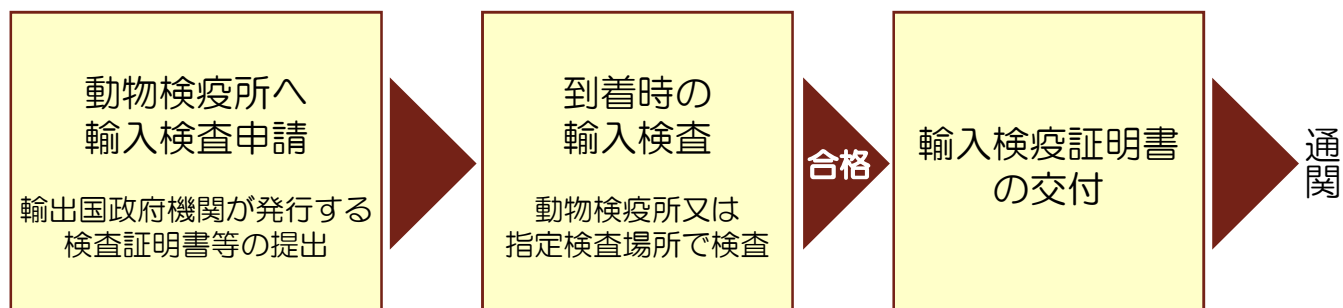
http://www.maff.go.jp/aqs/topix/dairy_products.html



動物検疫所における輸入検査について

対象乳製品を輸入する場合、
動物検疫所の輸入検査を受ける必要があります。

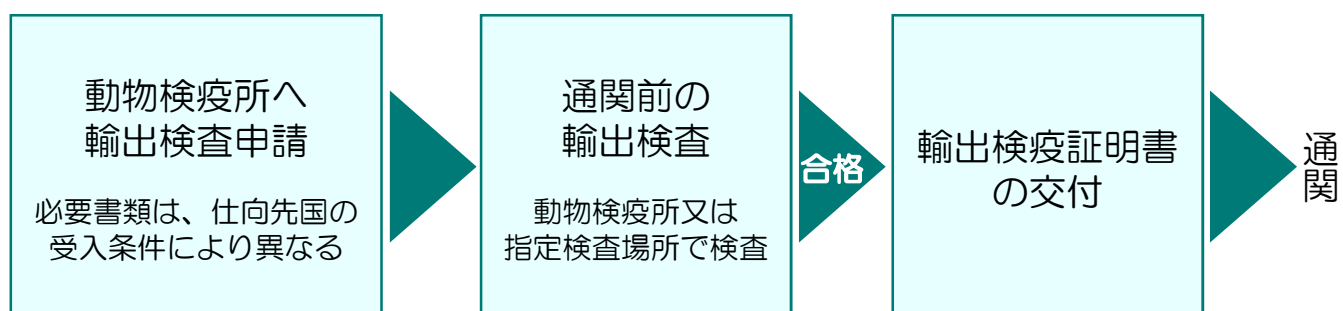
※家畜伝染病予防法施行規則で指定された港・空港に輸入する必要があります。



動物検疫所における輸出検査について

対象乳製品を輸出する場合、
動物検疫所の輸出検査を受ける必要があります。

※輸出検査申請に先立ち、仕向先国の受入条件を確認してください。



<問い合わせ窓口>

■ 乳製品の検疫制度について：

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 国際衛生対策室
TEL: 03-3502-8295



■ 動物検疫所における輸出入検査手続について：

輸出・輸入する空港や港を管轄する動物検疫所

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

